

**改正**

昭和63年11月30日訓令第18号

平成9年12月1日訓令第12号

平成18年1月30日訓令第1号

令和3年10月28日訓令第14号

令和5年7月20日訓令第14号

令和8年5月21日訓令第9号

調布市青少年表彰規程

(目的)

**第1条** この規程は、地域社会に好影響をもたらした善行のあった青少年及び青少年団体を表彰することにより、青少年が自主、自立、自発の意欲に目覚め、他人を思いやる共感性を養い、たくましく生きていく精神が育まれる、より良き社会環境づくりに寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

**第2条** 表彰の対象は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市内在住、在勤又は在学の18歳までの者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、過半数が18歳までの者で構成された団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(表彰の基準)

**第3条** 表彰を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する青少年及び青少年団体とする。

- (1) 青少年関係団体の活動に協力し、指導に当たってその功績が顕著であるもの
- (2) 社会福祉活動、社会環境の美化等の奉仕活動により青少年の模範と認められるもの
- (3) 防犯、防火、交通安全等に係る啓発活動を積極的に行い、その功績が顕著であるもの
- (4) 風水害、火災等の防護並びに交通事故、水難事故その他の事故の防止及び救助活動を行い、その功績が顕著であるもの
- (5) 地域行事への参加など、社会貢献活動を積極的に行い、青少年の模範と認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が青少年の模範となる善行及びこれに準ずる行為があつたもの

たと認めたもの

2 前項各号(第4号及び第6号を除く。)の事績については、自発的かつ対外的なものであって、おおむね2年間継続して行うことを要するものとする。

(再表彰)

**第3条の2** 前条第1項各号(第4号及び第6号を除く。)の事績により表彰を受けるべきものが、既に同一の事績で表彰を受けているときは、再表彰は行わない。

(表彰の時期)

**第4条** 表彰の日は、別に定める。

(被表彰者の推薦)

**第5条** 市長は、第3条の規定に該当するもので、関係行政機関、青少年関係団体又は市民から推薦を受けたもののうちから表彰するものとする。

2 前項の規定により被表彰者を推薦しようとする者は、推薦調書(個人にあつては第1号様式、団体にあつては第2号様式)を作成し、市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

**第6条** 被表彰者の決定は、表彰の適正を期するため、調布市青少年問題協議会の審査を経て市長が行うものとする。

(表彰の方法)

**第7条** 表彰は、表彰状を授与する方法により行う。

(適用除外)

**第8条** 調布市表彰条例(昭和34年調布市条例第28号)又は調布市教育委員会表彰規程(昭和55年調布市教育委員会訓令第1号)で同一の事績により既に表彰を受けたもの及び同年度中に表彰を受けることとなるものは、重ねて表彰しない。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、昭和58年11月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和63年11月30日訓令第18号)

この訓令は、昭和63年12月1日から施行する。

#### 附 則 (平成9年12月1日訓令第12号)

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

**附 則**（平成18年1月30日訓令第1号）

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

**附 則**（令和3年10月28日訓令第14号）

この訓令は、令和3年10月29日から施行する。

**附 則**（令和5年7月20日訓令第14号）

この訓令は、令和5年7月21日から施行する。

**附 則**（令和8年5月21日訓令第9号）

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。